

- (1) 家庭の調理用其の他の電熱器は使用を止めること。
- (2) 營業用の炊事、料理用等の電熱器は出来るだけ其の使用を止めること。
- (3) 電熱器の電熱器は營業時間の短縮、休日の設定等を考慮し法令に依る消費限度以下に節減すること。
- 五、ビルジング・事務所等の電燈及び電力
 - (1) 不用電燈の消燈を勵行すること。
 - (2) 日中は日光を利用し點燈は極力避けること。若し點燈を必要とする場合にも窓側の點燈は點けぬこと。
 - (3) 廊下、便所等の電燈は燭光を低減すること。
 - (4) エレベーターの使用を制限し、荷物運搬の外は最上階のみ運轉を認めること。
- 六、映画館・劇場等の電燈及び電力
 - (1) 不用電燈の消燈を勵行すること。
 - (2) 電燈の滅燭及び減燈を實施すること。
 - (3) 興業時間の短縮、休日制の設定を考慮すること。
- 七、屋外燈

保安上支障のない範圍に於て特に繁華街、商店街等の街路燈の節減を目標とし極力滅燭減燈すること。

- (1) 生産に直接関係のない電力を極力節減し所定の消費限度内に於て生産能率を擧ぐることに徹底させること。
- (2) 電力の使ひ方を工夫し、全従業員に具体的な指針を與へ之を徹底させること。
- (3) 事務所、寄宿舎等の電燈は滅燭減燭する外點け放しを止め節減に努めること。
- (4) 住宅の電燈は一般住宅並の規定に依り極力節減に努めること。
- (5) 事務所、寄宿舎、住宅等の電熱器は絶対に使用せぬこと。

◎ 行旅死亡人

北海道虻田村長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名不詳
- 二、年齢推定 四十二、三歳位
- 三、性別 男子
- 四、相貌特徴 不詳

約一年數箇月前ニ死亡シタルモノニシテ頭部、双腕、足關節部以下左右全部離脱シ大腿部以下白骨ニ化シタル裸體腐爛瀕死體ニシテ判明セズ

- 五、死體發見年月日 昭和十七年九月二十九日
- 六、死體發見ノ場所 苫前郡虻田村字西浦海岸
- 七、取扱者 苫前郡虻田村長

鳥取縣公報

第千四百九號

縣令

目次

● 縣令	一頁
● 鳥取縣漁業取締規則中改正	一頁
○ 告示	七頁
● 鳥取縣營業試驗場營業講習部規程中改正	七頁
● 資源調査員ヲ命ジ醫藥品調査員ニ指定	七頁
○ 彙報	八頁
● 國民健康保險組合解説	八頁
● 其の他

鳥取縣令第十七號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十三號鳥取縣漁業取締規則中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第一條第一項中第五號乃至第二十七號ヲ左ノ如ク改ム
- 五 桁網漁業(方言丹後網ヲ含ム)
 - 六 巾着網漁業
 - 七 揚繰網漁業
 - 八 ぼら旋網漁業
 - 九 とびうを旋網漁業
 - 十 縛網漁業
 - 十一 いわし刺網漁業

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年二月十九日

第千四百九號

(昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

- 十二 さば刺網漁業
- 十三 かに刺網漁業(すわいがに、たらばがに「方言がさみ」ヲ漁獲スルモノ)
- 十四 とびろを刺網漁業
- 十五 わかさぎ刺網漁業
- 十六 いな、せいご刺網漁業
- 十七 いわし流網漁業
- 十八 さば流網漁業
- 十九 とびろを流網漁業
- 二十 狩刺網漁業(方言三重建網漁業ニ限ル)
- 二十一 こひ張網漁業
- 二十二 敷網漁業(特別漁業ニ該當セザルモノ)
- 二十三 筭網漁業
- 二十四 四手網漁業
- 二十五 籠網漁業(中海ニ於ケルモノ)
- 二十六 鵜川漁業
- 二十七 笠漁業(うなぎヲ目的トスルモノ河川湖沼ニ限ル)
- 第二條第一項中第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第七號ヲ第八號ニ改ム

- 第十二條ノ一中「専用漁業權並ニ免許漁業權ニ屬スル漁業若ハ漁船底曳網漁業又ハ其ノ他ノ漁業ニ付テ」ヲ削ル
- 第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限リニ在ラス
- 第十五條中第二號及第四號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ、第五號ヲ第三號ニ、第六號ヲ第四號ニ改ム
- 第十六條第一號中「般長」ヲ「介般般長部ノ長サ」ニ改メ同條第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號ニ改ム
- 第十七條中「之ヲ採捕シ」ヲ「ニ於テ之ヲ採捕シ又ハ採捕シタルモノ若クハ其製品ヲ」ニ改メ第三號、第五號及第八號ヲ左ノ通改ム
三 ます(ほんます、にじます、かわます、いわな、やまめ)ほんます
- 自六月十五日 至十二月五日
- 自二月一日 及 自十月一日
- にじます、かわます、いわな、やまめ

自十一月一日 至二月末日

自五月一日 至七月二十日

八 えこのり(方言いぎす)

第二十條中湖山池ヨリ湖山川流末ニ代川落合ニ至ル區域以下ヲ左ノ如ク改ム

湖山川筋
湖山池口ヨリ湖山川流末ニ代川落合ニ至ル區域網目三極未滿ノ四手網

自三月一日 至七月三十一日

- 第十八條第一號中(河川、湖沼ニ於ケルモノ)ヲ「河川湖沼ニ於ケルモノ及東郷湖ニ於ケルツ、キ漁法ヲ含ム」ニ改メ同條第十號乃至第十三號ヲ左ノ如ク改メ第十四號及第十五號ヲ加フ
- 十 あゆ流釣
- 十一 あゆ引懸釣(方言なぐり)
- 十二 火光其ノ他ノ照明ヲ利用スル投網漁法(天神川及其ノ支流ニ於ケルモノ)
- 十三 邊濱(河川湖沼ニ於ケルモノ)
- 十四 筭(あゆヲ目的トスルモノ)
- 十五 抄網(河川ニ於ケルモノニシテ俗稱散餌寄ト稱スル漁法ニ限ル)

千代川、天神川、日野川筋

千代川、天神川、日野川各河口ニ於ケル標識ヨリ上流三百六十米及沿岸左右各五百四十米沖合百八十米以内ノ海面地曳網及船曳網

自二月十日 及 自十一月十日
至四月十五日 及 至十二月一日

自六月一日

鮎ノ空懸釣(方言「ソロ」ニ限ル)

至六月三十日
千代川、天神川、日野川各河口ニ於ケル標識ヨリ上流千五百米ニ至ル迄ノ區域
投網漁業

自二月一日
至九月三十日
第二十二條中「其ノ區域内ニ於テハ」ヲ「各其ノ定ムル期間内」ニ改メ各區域ニ左ノ如ク期間ヲ加フ

湖山池

一 氣高郡湖山村字新開ノ一南東隅ヨリ百八十度ノ線ト同村字新開ノ三北東隅ヨリ零度ノ線トノ南方位線間ニ於ケル同村字新開ノ一新開ノ二及新開ノ三地先距岸九十米以內ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

二 氣高郡大郷村大字福并字臂力ニ於ケル島崎ノ鼻ト字下灘之ニ東南端トノ見通線以內ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

五 入頭郡河原町大字河原ニ於ケル第一號堰堤(大井手堰)ヨリ上流十米下流三十米ニ至ル迄ノ區域
自二月一日
至九月三十日

六 入頭郡河原町大字河原ニ於ケル第二號堰堤(五枚戸堰)ヨリ上流十米下流三十米ニ至ル迄ノ區域
自二月一日
至九月三十日

入東川筋
一 入頭郡若櫻町大字樋戸前ニ於ケル日本發電株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

二 入頭郡丹比村大字徳丸ニ於ケル俗稱「ドンドン」ヨリ上流十八米下流五十四米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

白土鼻兩側トノ見通線以內ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日
智頭川筋
一 入頭郡智頭町大字市ノ瀬笹川ニ於ケル中國配電株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

二 入頭郡智頭町大字湯屋字關屋ニ於ケル灌溉用堰堤ヨリ上流十米下流四十米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

三 入頭郡社村大字樽原字椎ノ木川ニ於ケル中國配電株式會社設置堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

四 入頭郡社村大字安藏ニ於ケル灌溉用堰堤ヨリ上流十米下流八十米ニ至ル迄ノ區域
自二月一日
至九月三十日

千代川筋

一 岩美郡倉田村大字圓通寺ニ於ケル大口堰堤ヨリ下流左右岸標識見通線ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

二 鳥取市大字叶ニ於ケル源太橋ヨリ下流三百米ノ線ヨリ下流千二百米ニ至ル迄ノ區域
自十月一日
至十二月二十日

湖山川筋

鳥取市賀露町字寺屋敷ニ於ケル鳥取縣設置ノ海水逆風防止扇門ヨリ上流百五十米下流百五十米ニ至ル迄ノ區域
自一月一日
至十二月三十一日

竹田川筋
東伯郡旭村大字大柿字東塚道ニ於ケル廣島電氣株式會社

設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至十二月三十一日

東郷川筋
 東伯郡東郷村ニ於ケル東郷川ヨリ上流百八十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至十二月三十一日

日野川筋
 一 日野郡神奈川村大字州河崎字白住ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤(旭堰堤)ヨリ上流十八米下流三百六十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至十二月三十一日

二 日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤(旭堰堤)ヨリ上流十八米下流三百六十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至十二月三十一日

三 日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤(佐川堰堤)ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至十二月三十一日

四 米子市大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌溉用堰堤

五 西伯郡春日村大字古豐子ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌溉用堰堤ヨリ上流三十六米下流三百六十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至九月三十日

六 西伯郡大幡村大字吉定ニ於ケル灌溉用堰堤(五千石堰堤)ヨリ上流三十米下流五十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至五月三十一日

七 西伯郡幡郷村大字大殿ニ於ケル灌溉用堰堤(豊田堰堤)ヨリ上流二十米下流五十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至五月三十一日

法勝寺川筋
 米子市大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置灌溉用堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至九月三十日

第二十三條 左ノ區域ニ於テハ水中ノ砂礫ヲ採取スルコトヲ得ズ
 鳥取市大字叶ニ於ケル源太橋ヨリ下流三百米ノ線ヨリ下流千二百米ニ至ル迄ノ區域
 自一月一日
 至九月三十日

第四十七條 本令施行前舊規則ニ依リサバ市管網漁業、いわし市

告示

鳥取縣告示第八十五號

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八九二號鳥取縣實業試驗場蠶業講習部規程中左ノ通告改正ス
 昭和十八年二月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中「本蠶業講習部ハ」ノ下ニ「青年學校令第十五條ノ規程ニ依ル施設(昭和十六年十二月五日認可)ニシテ」ヲ加フ

鳥取縣告示第八十六號

左ノ者ニ對シ昭和十八年第一回ノ資源調査員ヲ命ジ醫藥品調査員ニ指定セリ
 昭和十八年二月十九日

調査區域	身分	氏名	住 所
鳥取警察署管内	藥劑師	吉田 太一	鳥取市茶町八ノ二
同	同	糸氏戸壽康	鳥取市川端四丁目二九
岩井警察署管内	同	前田 益夫	岩美郡本庄村大字新井三七八ノ一

若櫻警察署管内

藥劑師 永山 忠親 入頭郡若櫻町三〇番屋敷

智頭警察署管内

同 入江 雅藏 入頭郡智頭町大字智頭三三〇

寶木警察署管内

同 鳥雄 邦子 氣高郡寶木村大字寶木九一〇ノ二

倉吉警察署管内

同 河本重太郎 東伯郡倉吉町大字東仲町二六一八

八橋警察署管内

同 中原 健 東伯郡倉吉町大字大正町一〇七九

米子警察署管内

同 遠藤 士郎 東伯郡八橋町大字入橋五〇三

境警察署管内

同 小坂元三郎 米子市粧町一丁目四九

同

同 宮本 元衛 米子市角餘町二丁目二九

同

同 増谷慶一郎 西伯郡境町大字相生町二三

同

同 足立 郷祐 西伯郡境町大字本町三〇

同

同 内田準一郎 日野郡境町大字本町三〇

同

同 眞壁 壽 日野郡根雨町大字根雨六三九

彙報

國民健康保險組合解説

私利を超えて健康報國へ

國家活動の原動力は先づ國民の健康にある。何がなんでも勝ち抜かねばならぬ對米英戰爭下に於て、將又進んで大東亞共榮圈指導の民族的使命を有する日本國民として、活力に溢れた優秀健全なる日本人を一人でも多く確保することは何よりも緊切の重要事と云はなければならぬ。

本縣では本年度内に縣下全市町村の國民健康保險組合組織を目指し、既に町村に於ては其の設置を終つて全國拔群の好成績を擧げ、目下市部への設立に邁進してゐるのであつて、此處に之が健康保險組合の内容を解説して各方面の協力を切望する次第である

目的

一、消極的目的

ハ、從つて國民の「健康保持増進」は其の第一義的使命であつて、之がため其の保健施設の擴充は最も努力し重要視せられるのである

◎ 國民の私を離れた「健康報國」の赤誠熱意と國家の意圖が一体となり、現下最大最重の健兵健民の大使命を達成し、人的資源を無限大に培はんとするものである

- (2) 此の保險施設は組合の安定充實に伴つて次第に擴充強化する
- (3) 隣保相扶の實踐に依つて一体一如の國体の眞姿顯現に努め、以て必勝体制の完備を期するものである

組織

一、組合の種類

(1) 普通組合

- イ、一市町村を區域とし(法第十條第一項)特別の場合は一市町村を分割し又は合併して設立することが出来る(法十條第三項)
- ロ、重大國策として本組合の使命の達成上統制、指導、連絡上の便より成るべく普通組合に依らんとする國家の意向である

イ、どの醫師、齒科醫師、藥劑師も地方長官の指定に依つて保險醫となる(法律三九號第十九條ノ三)

ロ、被保險者はどの保險醫又は保險藥劑師からでも診療又は藥劑の支給を受けることが出来る(同第十九條二)

ハ、病院、診療所等でも同様である(同第十九條三)

◎ 組合から貰つた受診証一枚でお金を持たなくても何處でも誰にでも治療が受けられる(受診証を持たない時又は通用しない場合、まだ約束しない府縣は治療費の領收証を貰つて來て請求すればよい)

(2) 醫療の合理化

イ、「平素よりの積立」に依り傷病の際、假令収入が極度に減じた場合でも醫療費支出の心配が除かれる

ロ、診療組織の整備、診療報酬の公定等に依つて醫療が合理化される

(3) 醫療費の軽減

國庫其の他の補助並に隣保組織に依つて一般に醫療費が軽減される

二、積極的目的

(1) 本組合の特質

イ、從來の凡ゆる共済組合、保險組合は傷病に對する共済施設

條第一項)

(3) 代行組合

營利を目的とせざる社團法人は組合の事業を代行することが出来る(法五十四條)

二、設立

(1) 任意設立

「健康報國」の熱誠と「隣保相扶」の純情とに依り之の重要國策に積極的協力をする戦時下皇民として之に同意し、發起者七名以上の世話に依り認可を得て設立するもの

(2) 強制設立

地方長官が必要と認めたる時は普通組合の組合員たる資格を有する者の中から七名以上の設立委員を選任し、普通組合を設立すべきことを命ずることが出来る(法十一條第一項) 之の強制設立を認めた國家の意思は、一部少数者の無理解又は單なる個人感情等のため本制度の普及を妨害する虞ある等の場合國家目的の遂行に萬全を期し、一面國民を保護せんがために已むなく執行するものであつて、決して單なる高壓に依るものではない

(3) 處分設立

若し設立委員が地方長官の定めた期限までに設立の認可申請をしない時は、規約の作成其の他設立に關して必要な處分をすることが出来る(法十一條ノ二第三項)

(4) 強制加入

イ、前述のやうに(任意設立の場合)組合員の加入は任意加入を原則とするのであるが、組合設立の指導方針として地區内全部の加入を目標として居るので組合員の加入強制を認めて居る(普通特別を問はず)即ち組合員たる資格を有する者の中二分の一以上組合員たる場合に於て地方長官が必要と認め其の組合を指定した時は、組合員たる資格を有する者は總て組合員となるのである(法十三條第一項)
ロ、強制設立並に處分設立の場合は組合員たる資格を有する者は總て組合員となるのである(法十條第二項)
ハ、一家の内共済組合等此の種の施設二つ以上に既に加入して居る家には団体組合へ加入することを任意とすることもあ

(5) 除外すべきもの

イ、特別の事由に依り命令を以て定めるものは組合員とならな

(3) 被保険者

イ、組合員及び其の世帯に屬する者は原則として被保険者になるのであるが(法十四條第一項)次の者は除外される(法十四條)

(1) 健康保険の被保険者

(2) 他の組合又は組合の事業を行ふ法人の被保険者

(3) 特別の事由ある者であつて規約を以て定めるもの

ロ、職員健康保険、船員保険の被保険者の私傷病に付き療養に關する給付をなす官業共済組合、警察共済組合、政府職員共済組合、教職員共済組合の組合員等は規約を以て定める除外者である

四、保險醫 (昭和十七年法律第三九號)

イ、保險醫及び保險藥劑師は醫師、歯科醫師又は藥劑師に付き地方長官が指定する

ロ、醫師、歯科醫師、藥劑師は正當の理由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒むことは出来ない。病院、診療所も同様である(法十九條ノ三)

ロ、其の内容は(則第七十條)

(1) 貧困のため法令に依る救護を受ける者

(2) 地方長官が特別の事由ありと認めた

三、組 織

(1) 組合員

同意又は加入を命ぜられた世帯主がなる

(2) 組合會

イ、決議機關として組合會を設置する(法二十五條第二項)

ロ、組合會は組合會議長及び組合會議員を以て組織する(法二十五條第二項)

ハ、組合會議長は理事長を以て之に充て(法二十五條第三項)組合會議員は組合員に於て互選する(法二十五條第四項)

ニ、其の定数は組合の規約を以て定め十名を下ることは出来ない(則十七條) (市町村會議員の數を參考にして定めればよい)

ホ、理事は執行機關であつて、組合會が組合員中より選任し、

(特例あり) (法二十八條) 理事長は理事の互選に依るが

理事の中に市町村長又は其の委任を受けた吏員がある場合は

特別の事由がない限り之を理事長とする(法二十九條)

一、保險給付

(1) 療養給付並に療養費支給

イ、療養給付

一般診療、歯科診療、藥劑の支給の三つがあり、受診証に依つて被保険者たる資格が認定された時、政府の示した診療方針に則つた正しい醫療が受けられる。診療報酬は政府の定めた診療點數表に依つて計算され、其の請求書は審査會で査定し、決定した額を組合から醫師會に支拂ひ醫師の方に回付される

ロ、療養費の支給

地方長官の指定しない醫師、例へば他縣に在住する保險醫又は保險醫の指定した療術師、例へば骨接師、マッサージ師等に受療した時は組合で其の請求額を査定して負擔する

(2) 一部負擔

イ、之の療養給付に要する費用の一部を組合員が負擔することとなる(法第二十條)

ロ、之の負擔割合は成るべく二割乃至三割位に止めたいのであるが設立の初め二三年位は已むを得ず四割負擔として居る

(規約)

- (3) 助産費支給
助産の給付に代へ金五圓を支給する(規約)
- (4) 他の組合との調整

◎ 共済組合との關係

イ、共済組合の組合員が家族のため國保組合の組合員となつて居る場合

- (1) 本人は被保険者になれないから國保組合の給付は全然受けない
- (2) 被保険者となり得る家族は(前述の通り)は幾人でも次のやうな給付を受ける

○ 共済組合では扶養家族が入院等で一回十圓以上の治療を要する場合のみに其の五割の給付を受けることになるのであるが、國保組合に加入した後は扶養家族のみでなく其の他の家族に對する分にも亦一回十圓以内の場合でも其の六割を給付されることになる

○ 之の外に國保組合の保険料を二割を越えない範圍に於て割引される

○ 保健施設の實施を受ける

國民健康の實を擧げ、本組合の大使命達成のために最も重要な事業であつて、出来るだけ之が擴充強化に努めることとし、其の事業の一例は

- (1) 健康診断に關する施設
- (2) 健康相談に關する施設
- (3) 疾病又は負傷の豫防に關する施設
- (4) 保養に關する施設
- (5) 保健婦の設置
- (6) 其の他健康の保持増進に關する施設、乳幼児保護、母性保護、兒童保護に關する施設等

三、保険料の徴收

(1) 基本保険料

組合を經營するには概ね次の經費を要する
 イ、醫療費(平均一人一年間の療養費、農山漁村は四圓乃至六圓位、市は十圓位)實績調査に依る正確な基礎と或る程度の安全率の見込みに依つて成るべく適確を期すること。實績調査をなし得ない場合は前の標準を参照し、諸材料を蒐集參酌して成るべく適正を期し算定すること

場合は保険料は割引しない

◎ 健康保險組合との關係

イ、大体共済組合と同じであるが、扶養家族一回十圓以上の治療を受けた時又は入院の場合健康保險組合より五割、國保組合より五割の給付を受け自己負擔をしなくてもよい

ロ、其の代り保険料の割引はしない

ハ、健康保險組合の被保険者は、届出に依つて之を脱退し國保組合の被保険者になれる(但し月給者に限る)

ニ、共済組合も近い將來健保組合と同様となる見込みである

(5) 轉入轉出の場合七日以内に届出を要する。轉入の場合は

イ、療養給付は轉入した日から三十日以上

ロ、助産費支給は轉入した日から九十日以上何れも經たねば給付を受けられない(規約)

(6) 住居地以外で診療を受けた場合

イ、縣内や話し合ひの成立してゐる府縣では受診証があれば現金支拂ひの必要なく、又受診証を持合せない場合は治療費を支拂ひ、其の受取證に依つて組合に請求するのである

ロ、縣外の話し合ひの成立してゐない府縣の場合は現金受取證に依つて組合の査定を受けるのである(八割位となる)

ニ、施設費 醫療費の一割位 次第に擴充のこと

ホ、豫備費 約醫療費の五分位

以上の經費は補助金、一部負擔等の收入によつて充て其の不足分を組合員に割當てる

ハ、最低二、三圓位より十五階級位に分ち

最高六、七十圓位(特別なものは一千圓位のものもある)

平均一組合員十圓位より十五圓位まで 農村

十五圓位より二十圓位まで 町部

二十圓位より二十五圓位まで 市部

(昭和十六年一、四九七組合の平均は十圓位である)

以上の平均を基として計算すれば堅實に經營出来ると思はれる

ト、賦課の標準は大体住民税等が用ひられるのであるが、組合員の生活實情に最も即した割當をする必要があるので、其の實情に依り毎年組合會で更正することになる

(2) 割増保険料

世帯員數の多い場合(普通六人以上を適當とする)は一人月五錢位、總額が保険料の一割程度を割増して徴收することが出来る

る

- (3) 滞納處分
保険料其他本法の規定に依る徴収金を滞納する者がある場合は市町村税の例に依つて處分することが出来る(法第八條)
- (4) 其他葬祭費の給付、手當金給付等も組合が充實するに従つて實施することとなる

特 典

一、國庫補助

- (1) 一般補助 來る四月一日より一圓三十五錢になる
- (2) 特別補助 結核性疾病に對する給付期間の延長(百八十日以上二年間)を條件として二十錢、其他十錢計三十錢を補助される
- (3) 以上の合計一圓六十五錢は五年目からは一圓五十錢となる見込みである
- (4) 臨時補助 災害、流行病其他のため經營困難な時は以上の外臨時に補助される
- (5) 其他の恩典 其他保険料は所得税課税額より控除せられ印紙税は免除される等の恩典がある

結 尾

▲ 週 報

- 西太平洋の作戦に就いて
- 歐洲戦局の推移
- 木材事情と供木運動
- 三月の常會の頁

▲ 寫眞週報

○ビルマ獨立の喜び近し

△バーモ行政長官とビルマ民衆

△意氣衝天の防衛軍

△ラングーンの街の表情

△ビルマの人と生活(繪畫)

○戦局好轉をねらふ敵米英の策謀

○戦ふドイツ國民

○經濟警察官の手帳から

○畫家彫刻家の陸軍工兵學校一日入營

○何故電力を節約せねばならないか

○帝國議會も教室に

一、以上は國民健康保險組合の大要であるが、尙ほ

- (1) 世帯員の中學生、店員等の同居人も其の世帯に生活する者は被保險者とし、又學生、應召現役軍人(他に世帯を持たぬ者)も留守宅に於て被保險者となる
- (2) 下宿人は其の郷里の組合の被保險者とし、下宿屋の被保險者にはならない
- (3) 尙ほ其他詳細は給付規程、保險料徵收規程等で定めるところとなる

二、要するに、國民健康保險組合は公法的組合であり、健兵健民策の根幹的重要國策であり、國保實踐の大組織で貧富健弱共に相扶け、保險料二圓の人も五百圓の人も報恩感謝の純情に結び合ひ、健康者は傷病者を扶けることに依つて健康を喜び、不幸傷病を患ふ者は其の恩恵に感謝して再起奉公の生氣を興へる團體である。

x

x

北... 向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍並ニ住所 不詳

一、氏名(自稱) 吉 村 キ ク

一、年 齡 推定 六十八歳位

一、人相容貌特徴 身長五尺位、疲面長顔、女

一、着 衣 瓦斯横縮カスリ袷衣一枚

一、所持金品 瓦斯カスリ前掛(小供用)一枚

一、取扱者 帶廣市長

右ハ昭和十七年七月二十五日ヨリ行旅病人トシテ同市行旅病舎ニ收容中九月三十日死亡ス

◎ 行旅死亡人

岡山縣都窪郡茶屋町長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ヒノ旨申出有之候ニ付心當ノ向ハ直接關係町長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業、氏名不詳年齡五十歳位

一、男女ノ別 男

一、人相、特徴 身丈五尺二寸位、體格、瘠セタル方、顔長キ

方、目、口耳等普通

特徴右目ノ下ヨリ鼻ニ斑痕アリ

一、着衣

下着メリヤス白、着物木綿横縞筒袖袷一枚、同豆絞り柄一枚、ポーター茶褐色一重一枚計三枚

一、遺留品

ナシ

一、死亡ノ區別

病死

一、遺留品

無し

一、死亡ノ區別

病死

一、發見ノ日時及場所

神在村大字富原七八五番地

昭和十七年十二月三日午前十時

一、着衣ニル襦袢、紺一重、黒上張、ネル格子一重物

昭和十八年一月一日午前九時

都窪郡茶屋町大字帯江新田千五百四十番ノ一地一

一、其他本人ノ取扱ニ必要ナル事項別ニナシ

◎ 行旅死亡人

岡山縣吉備郡神在村長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通知扱ヒノ旨申出有之候ニ付心當ノ向ハ直接關係村長宛照會相成度

一、本籍自稱 淺口郡鴨方町

今井太郎ノ母 今井タケノ

年齡六十九歳

一、男女ノ別 女

鳥取縣公報

第千四百一十號

縣令

◇鳥取縣令第十八號

防空法ニ基ク實費辨償支給規程左ノ通定ム

昭和十八年二月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

防空法ニ基ク實費辨償支給規程

第一條 防空法第十四條ノ規定ニ依リ知事ノ支給スベキ實費辨償

ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 實費辨償ヲ受ケントスル者本令ノ規定ニ基キ知事ニ提出

スベキ書類ハ其ノ者ガ縣直屬ノ場合ヲ除クノ外從事地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第三條 辨償スベキ實費ハ手當、旅費及宿泊料トシ別表ノ金額ト

ス 第四條 實費辨償ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添附シ別記様式

目次

○ 縣令	一頁
○ 防空法ニ基ク實費辨償支給規程	一頁
○ 條例	一頁
○ 有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例改正	一頁
○ 訓令	一頁
○ 縣費支辨旅費規則中改正	一頁
○ 國費支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程改正	一頁
○ 告示	一頁
○ 靴裏金販賣價格指定廢止	一頁
○ 縣立諸學校並青年學校養成所卒業式期日	一頁
○ 乳用牛ノ外國種々牡牛ノ結核病検査	一頁
○ 青年學校教員養成所入所女生徒募集	一頁
○ 保安林解除	一頁
○ 彙報	一頁
○ 十八年度甘藷増産技術の改善方針	一頁
○ 國防技術指導者養成會	一頁
○ 靴裏金販賣價格指定	一頁